

スポーツ団体に対する補助について

スポーツ基本法第35条に基づき、スポーツ推進審議会の意見を聴くもの。令和8年度のスポーツ団体に対する補助は下記のとおり。

	補助先	金額	概要
1	公益財団法人北九州市スポーツ協会	11,000 千円	北九州市スポーツ協会の運営ならびに行事費として
2	特定非営利活動法人北九州市レクリエーション協会	960 千円	北九州市レクリエーション協会の運営費として
3	北九州市スポーツ推進委員協議会	240 千円	北九州市スポーツ推進委員協議会の運営費として
4	北九州市障害者スポーツ協会	20,921 千円	障害者スポーツ協会の運営ならびに事業費として
5	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	2,400 千円	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の運営ならびに行事費として
6	スポーツ大会開催団体 (補助申請は前年9月まで)	1,850 千円	本市での大規模な大会開催を支援するもの(詳細別紙)
7	スポーツ大会への選手派遣団体 (補助申請は随時受付)	6,600 千円	全国大会等への選手派遣を支援するもの(詳細別紙)

【参考】

スポーツ基本法

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に対し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

北九州市スポーツ大会開催補助 概要

スポーツ大会開催補助は、本市での大規模な大会開催を支援するために、開催補助として交付するもの。

主な利用条件などは、下記のとおり。

記

- ① 対象となる大会：本市で開催されるスポーツ大会で西日本規模以上のもの（注）
（小中学生を対象とする大会は九州規模以上）
- ② 補助対象者：a 日本スポーツ協会及び日本レクリエーション協会に属する団体
b 北九州市社会教育認定団体
c 全国組織として確立し統一された団体に所属する団体
d 大会のために組織された実行委員会で上記の団体が構成員となるもの
- ③ 補助金額：国際・全国大会 100 千円
西日本大会 50 千円
九州大会 50 千円（小中学生の大会のみ）
- ④ 事業計画：原則、前年の 9 月 30 日までに計画を提示（国際・全国大会を開催する場合は必須）
- ⑤ 申請期限：大会開催の 30 日前までに申請
- ⑥ 他の補助金との関係 本市の他の助成を受ける場合は、この補助金は申請不可。
- ⑦ その他：精算の結果、剰余（繰越等）が発生した場合、返戻。

注：大会規模について

国際規模・・・参加者の 1 割以上が外国選手であるもの

全国規模・・・原則として関東以北の都道府県を含め、全国 16 都道府県以上から選手の参加があるもの

西日本規模・・・九州以外の 3 府県を含め、西日本地区 6 府県以上から選手の参加があるもの

九州規模・・・小中学生を対象とした大会で、九州を含め 3 都道府県以上から選手の参加があるもの

北九州市スポーツ大会選手派遣補助制度

スポーツ大会選手派遣補助は、市内のスポーツ団体に所属する選手が市外で開催される国際大会・全国大会等のスポーツ大会に出場する場合に、そのスポーツ団体に対して交付されるもの。

主な利用条件などは、下記のとおり。

記

- ① 対象となる大会 : 本市外で開催されるスポーツ大会で国際・全国規模以上のもの。
(未就学児・小・中学生を対象とする大会は九州規模以上)
- ② 補助対象者 : 北九州市内に住民票を有するもの。
- ③ 補助申請者 : その団体の代表者（学校法人についてはその法人の代表者）
- ④ 申請期限 : 大会出場の14日前まで（事後申請は不可。）
- ⑤ 他の補助金との関係 : 本市の他の補助金、または国・県・地方公共団体から補助金を受ける場合は、申請不可。
- ⑥ 補助金額 : 別紙のとおり。ただし、1件あたりの交付額は、補助対象経費（交通費・宿泊費・大会参加費）の2分の1以内とし、30万円を上限とする。
- ⑦ その他 : 精算の結果、剰余が生じた場合、返戻。

○補助金額

<別紙>

区 分		補助額（円/人）		
		一般社会人・大学 短大・専修学校の スポーツクラブ	高等・専門学校の スポーツクラブ	未就学児・小・中学生 のスポーツクラブ
国際大会	国 外	1 名につき 30,000 円	1 名につき 40,000 円	1 名につき 40,000 円
	国 内	1 名につき 10,000 円	1 名につき 30,000 円	1 名につき 30,000 円
全国大会	北海道 東 北	1 名につき 5,000 円	1 名につき 30,000 円	1 名につき 30,000 円
	関 東		1 名につき 26,000 円	1 名につき 26,000 円
	沖 縄		1 名につき 24,000 円	1 名につき 24,000 円
	中 部	1 名につき 4,000 円	1 名につき 16,000 円	1 名につき 16,000 円
	関 西 四 国		1 名につき 13,000 円	1 名につき 13,000 円
	中 国 九 州	1 名につき 3,000 円	1 名につき 10,000 円	1 名につき 10,000 円
	県 内		1 名につき 5,000 円	1 名につき 5,000 円
西日本・九州大会	500km 以上			1 名につき 8,000 円
	300km 以上			1 名につき 6,000 円
	100km 以上			1 名につき 4,000 円
	100km 未満			1 名につき 2,000 円